

# 兵庫県 令和6年度当初予算案(福祉部分)

令和6年2月13日  
健康福祉常任委員会資料

## 予算規模

(単位：千円)

会計	令和5年度 当初予算額	令和6年度 計上予算額	財源内訳				対前年比 (%)
			国庫支出金	特定財源	起債	一般財源	
一般会計	367,792,081	377,850,064	16,735,873	10,686,270	1,598,300	348,829,621	102.7%
特別会計	488,542,203	480,350,556	129,915,497	350,297,061	36,938	101,060	98.3%
母子父子寡婦福祉資金	320,724	320,757	0	182,760	36,938	101,059	100.0%
国民健康保険	488,197,450	480,005,769	129,915,497	350,090,271	0	1	98.3%
県有環境林	24,029	24,030	0	24,030	0	0	100.0%
合計	856,334,284	858,200,620	146,651,370	360,983,331	1,635,238	348,930,681	100.2%

## 施策体系 ～安全安心な福祉社会の実現～



地域福祉力の向上と  
社会福祉基盤の充実

- ・ ヤングケアラー等支援
- ・ 民生委員の担い手確保
- ・ 権利擁護体制の整備
- ・ 子ども食堂等への支援



高齢者の安心確保と  
子ども・子育て支援の充実

- ・ 高齢者の自立支援や重度化防止
- ・ 介護人材確保
- ・ 放課後児童クラブ待機児童対策
- ・ DV被害者、困難を抱える女性支援 等



ユニバーサル社会づくりと  
障害者のくらし支援

- ・ パラスポーツの振興
- ・ 障害者芸術への支援
- ・ ひきこもり対策
- ・ 依存症対策 等



# 新規拡充事業(主なもの)



<b>I</b> 地域福祉力の 向上と社会福祉 基盤の充実	① ヤングケアラー支援体制の拡充	18,672千円 ……	1
	② 地域の実情や課題に応じた民生委員の担い手確保対策	6,600千円 ……	2
	③ 権利擁護支援体制整備・拡充事業	1,543千円 ……	3
	④ 子ども食堂等への支援	13,189千円 ……	4
<b>II</b> 高齢者の安心 確保と子ども・ 子育て支援の充実	① 自立支援・重度化防止普及推進事業	988千円 ……	5
	② 市町の介護予防・生活支援事業への伴走型支援	3,300千円 ……	6
	③ 民の力を活用した特定技能外国人等確保の推進	1,000千円 ……	7
	④ 社会福祉法人等奨学金返済支援制度の拡充	15,971千円 ……	8
	⑤ 介護業務における労働環境改善・業務効率化支援事業	1,500,000千円 ……	9
	⑥ 放課後児童クラブ夏休み開所支援事業	9,752千円 ……	10
	⑦ 保育所における放課後児童開設への支援プログラム事業	8,000千円 ……	11
	⑧ 保育現場の給食提供のあり方合同研修事業	568千円 ……	12
	⑨ 児童養護施設や里親の下で育つ子ども応援プロジェクト	38,200千円 ……	13
	⑩ ケアリーダーへの支援の充実	21,707千円 ……	14
	⑪ DV防止・被害者保護推進強化事業	10,760千円 ……	15
<b>III</b> ユニバーサル 社会づくりと 障害者のくらし支援	① ユニバーサルなスポーツ施設調査・検討事業	1,042千円 ……	16
	② 神戸2024世界パラ陸上競技選手権大会負担金	100,000千円 ……	17
	③ 障害者芸術「する・みる・ささえる」応援プロジェクト	2,767千円 ……	18
	④ 障害児等職業体験事業	5,200千円 ……	19
	⑤ 軽・中度難聴児補聴器購入費等助成事業	7,090千円 ……	20
	⑥ ひきこもり対策総合支援事業	91,966千円 ……	21
	⑦ 障害者ピアサポート研修事業	3,000千円 ……	22
	⑧ 入院者訪問支援事業	1,101千円 ……	23
	⑨ 依存症にかかる自助グループ活性化及び啓発促進等事業	11,149千円 ……	24

## 【拡】ヤングケアラー支援体制の拡充

事業内容

R6当初 18,672千円

「兵庫県ケアラー・ヤングケアラー支援推進方策」に基づき、令和4年度から実施してきた県の支援実績を、より住民に身近な市町と共有し、**全市町において相談体制や支援体制が確保**されることを目指し、取組内容を拡充する。

### 【新】1 市町の取組促進を図る支援モデルの構築及びキャラバン研修

- ・ 市町支援マニュアルの作成(相談事例・関係機関連携等のマニュアルを作成)
- ・ キャラバン研修の開催(地域毎の支援体制を踏まえた研修会を開催)

### 【新】2 ピアサポートの全県的な展開・育成

- ・ 全県オンライン交流会の開催(SNS広報等を活用し、全県的な交流会を開催)
- ・ 支援団体との情報交換会の開催(好事例等を共有し、団体の支援力を向上)

### 3 その他相談支援・普及啓発等

- ・ 専門相談窓口の設置  
(県社会福祉士会に相談員2名を配置)
- ・ 支援者向け研修の開催  
(基礎研修や多職種連携研修を開催)
- ・ 配食支援の実施  
(ふるさと寄附金を財源に世帯全員分のお弁当を配達)



【多職種連携研修】

## 新 地域の実情や課題に応じた民生委員の担い手確保対策

### 事業内容

R6当初 6,600千円

民生委員の担い手の確保が喫緊の課題となっていることから、新たに広報活動等を通じた多世代への理解促進や、タブレット端末を活用したICT化など、民生委員が活動しやすい環境の整備や担い手確保に向けた市町の取組への支援を行う。

### 1 補助対象事業

市町が実施する以下の取組を支援

- ①業務負担の軽減  
タブレット端末を活用したICT化等
- ②理解度の向上  
地域の見守り活動への体験参加等
- ③多様な世代の参画  
SNS等を通じた大学生等への周知・広報活動等

### 2 負担割合

国1/2、県1/4、市町1/4



【高齢者宅への訪問活動】

## 新 権利擁護支援体制整備・拡充事業

事業内容

R6当初 1,543千円

成年後見人等の権利擁護の担い手が不足する中、全県域で**尊厳のある本人らしい生活の継続が支えられるよう**、権利擁護支援体制の拡充と担い手養成を**段階的に実施**する。

### 1 権利擁護にかかる研修

権利擁護支援等に関する県協議会の方針に基づき、県・市町で役割分担の上、全県的な研修を実施

区分	対象	内容
① 権利擁護サポーター等養成研修	一般県民	成年後見の制度・法律、対象者との接し方などの基礎的内容
① 法人後見実施法人等養成研修	法人後見実施法人等	法人後見の基本理念等を学ぶとともに、実施法人間の情報交換等を実施
② 意思決定支援研修	福祉サービス従事者、市町職員等	意思決定支援の考え方・手法等

## 拡 子ども食堂等への支援

### 事業内容

R6当初 13,189千円

貧困家庭等の子どもや生活困窮世帯への支援を推進するため、ふるさとひょうご寄附金を活用し、**子ども食堂の開設支援や弁当の配食等を実施**する。

#### 1 子ども食堂開設支援

《対象経費》 調理器具(炊飯器、冷蔵庫等)、家具、食器など

《補助上限》 月2回以上実施:200千円、月1回実施:100千円



【子ども食堂】

#### 2 ひょうごフードサポートネット・アウトリーチ推進支援

《補助対象》 配食を行う子ども食堂、子ども食堂へ食品供給を行うフードバンク

《対象経費》 初度経費(自転車、クーラーボックス等)、運営費(配送に係る燃料費等)

#### 【新】3 ひょうごフードサポートネットHPの構築・運営

《内 容》・食材の需要・供給情報を掲載し、食材マッチングを効率化

・取組事例を紹介し、新たな参画者・寄附獲得を促進

### 新 自立支援・重度化防止普及推進事業

#### 事業内容

R6当初 988千円

高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らすためのQOL改善に資する取組みとして今後、高齢者の**自立支援や重度化防止の取組**が一層重要となる。

このため、有識者・事業者等で構成する研究会を設置し、好事例や先進的事例の調査・収集及び動画配信等による横展開を図ることで、**介護施設・事業所における取組**を支援する。

#### 1 研究会の設置

##### 《構成員》

学識経験者、事業者団体等

##### 《主な検討内容》

- ・好事例等の評価検討
- ・横展開する好事例等の選定
- ・好事例等の調査・収集

#### 2 好事例等の発信

取組事業所が作成した啓発動画の動画配信等

### **新** 先導的な取組のノウハウを活用した 市町の介護予防・生活支援事業への伴走型支援

#### 事業内容

R6当初 3,300千円

介護予防・日常生活支援総合事業(※)に関する先導的な取組のノウハウを有する専門家等を市町に派遣し、「**通いの場**」の活性化など介護予防事業に関する具体的な実施手法の助言等により、市町の総合事業の充実に向けた**継続的な「伴走型支援」**を行う。

※介護予防・日常生活支援総合事業

介護保険法に定められている取組。市町が中心となり地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援の方等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを旨とするもの。

#### 1 支援内容

集合研修(ワークショップ形式) 1回  
直接研修(個別支援) 3回  
総括研修(研修会・報告会) 1回

・集合研修と総括研修は、対象市町以外も参加可能な集合研修を予定  
・直接研修も他市町の担当者が傍聴可能なオープン支援を予定し、県内市町への横展開を図る。

#### 2 支援対象

4市町程度を選定

#### 3 実施方法

民間事業者へ委託



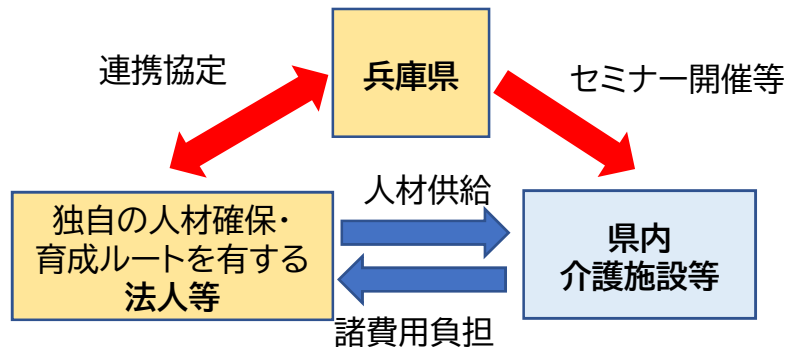
# 新 民の力を活用した特定技能外国人等確保の推進

事業内容

R6当初 1,000千円

介護人材確保のため、外国人介護人材の一層の受入促進が重要となる。  
 即戦力として期待の高い特定技能の外国人介護人材の確保及び育成に独自のルートで先駆的に取り組む県内の社会福祉法人等と連携した取組を推進し、県内介護施設・事業所における質の高い外国人介護人材の確保を図る。

- 1 県内社会福祉法人等との連携協定締結
- 2 県内事業者へ連携協定を広く周知し、マッチングを後押しするセミナー開催等



	役割
県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県内介護施設等に対する法人等の取組の周知</li> <li>・外国人介護人材受入に必要な情報提供・支援</li> </ul>
法人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定技能外国人の確保及び育成</li> <li>・県内介護施設等への情報提供及び就職支援</li> </ul>

【参考】外国人介護人材の定着・促進に関する現行の主な取組

- ・外国人介護人材を受入れていない事業所に対して受入の手続きや好事例を紹介するセミナーの開催
- ・特定技能外国人の長期定着を図る介護福祉士資格取得支援
- ・外国人留学生を対象とした介護福祉士養成校への進学説明会の開催支援

# 【拡】 社会福祉法人等奨学金返済支援制度の拡充

事業内容

R6当初 15,971千円

兵庫型奨学金返済支援制度を、**法人の人材確保・定着やUJIターンの促進**、これから結婚・子育てをする**若者・Z世代へのさらなる支援**として令和6年度から**拡充**する。

### 1 支援対象

- (法人)県内に法人本部のある社会福祉法人等  
(介護・障害・保育・児童等)
- (職員)対象法人に勤務し次の全てを満たす方
  - ・日本学生支援機構の奨学金返済義務がある。
  - ・正規職員で**40歳未満**
  - ・県内事業所に勤務

2 補助期間 対象者1人につき**最大17年間**

3 補助額 年間返済額の2/3  
(上限12万円)

県	法人
2/3	1/3

	対象年齢	補助期間	補助総額	最大補助期間	補助総額	※ 対象法人の要件
<b>拡充後</b>	<b>40歳未満</b>	<b>最大17年</b> ※要件あり	<b>306万円</b> 県 法人 204万 102万	<b>【新】17年</b>	<b>306万円</b> (うち県204万円)	ミモザ企業 + ワーク・ライフ・バランス認定・表彰
現行	30歳未満	最大5年	90万円 県 法人 60万 30万	<b>【新】10年</b>	<b>180万円</b> (うち県120万円)	ミモザ企業(新認定区分) + ワーク・ライフ・バランス宣言
				5年	90万円 (うち県60万円)	— (上記以外の法人)

※ 奨学金の平均返済期間14.5年、平均借入額約310万円をカバー可能な内容に拡充

### 【拡】介護業務における労働環境改善・業務効率化支援事業

事業内容

R6当初 1,500,000千円

働きやすい職場づくりの推進に向け、**介護ロボット・ICT機器の活用による介護現場の生産性向上の取組を支援**し、介護の質の維持・向上及び介護職員の負担軽減を図る。

1 対象事業所 介護施設・事業所

2 対象経費

- ・介護ロボット(見守りセンサー、移乗リフト等)
- ・見守りセンサーの導入に伴う通信環境整備(Wi-Fi等)
- ・ICT機器(介護記録ソフト、タブレット、スマートフォン、インカム等)

3 負担割合 国12/20、県3/20、事業者5/20

導入機器例



【見守りセンサー】



【装着型パワーアシスト】

※「介護ロボットの開発・普及の促進」(厚生労働省)(<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000209634.html>)を加工して作成

# 新 放課後児童クラブ夏休み開所支援事業

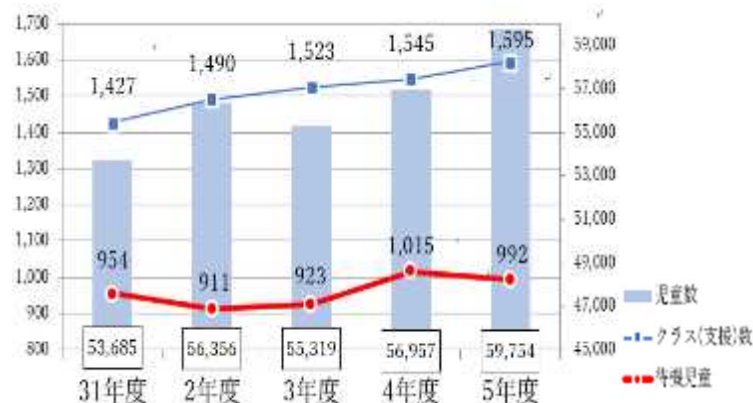
### 事業内容

R6当初 9,752千円

夏休み期間中のみ放課後児童クラブを利用希望する**保護者(パートタイマー等)のニーズ**に応えるため、新たに**夏休みに特化した放課後児童クラブを開所**する場合の運営費を、**県独自事業として支援**する。(一部国庫事業も活用)

- 1 対象市町**  
待機児童が10名以上発生している市町
- 2 補助基準額**  
883千円 (20人未満クラスの場合)  
1,066千円 (20人以上クラスの場合)
- 3 負担割合**  
県独自事業分 県1/2、市町1/2  
国庫事業分 国1/3、県1/3、市町1/3

【県内放課後児童クラブの推移】



区分	開所要件	開所時間	職員配置
県独自事業	夏休み中に20日以上	8時間以上	支援員等2名以上
国庫事業 (放課後居場所緊急対策事業)	週3日以上	2時間以上	専門スタッフ1名以上

(参考)

既存事業 (放課後児童健全育成事業)	年間200日以上	8時間以上	支援員等2名以上
-----------------------	----------	-------	----------

### 新 保育所における放課後児童クラブ開設への支援モデル事業

#### 事業内容

R6当初 8,000千円

高止まりしている放課後児童クラブの待機児童数を減少させるため、保育所の空き教室を活用した放課後児童クラブの開設を支援する。

#### 1 補助対象経費

- ①放課後児童クラブ開設に必要な事務を行う職員雇上経費 【補助基準額】1,000千円  
・学校などの関係機関との調整等にかかる人件費を支援
- ②放課後児童クラブを開設するのに必要な国庫補助対象外経費 【補助基準額】3,000千円  
・ボールの飛び出し等を防止するためのフェンス設置工事に係る費用を支援

#### 2 負担割合 県1/3、市町1/3(任意随伴)、事業者1/3

##### 【放課後児童クラブ整備国庫補助事業】

- ・補助基準額:31,298千円
- ・負担割合 :国1/3、県1/3、市町1/3
- ・対象経費 :学校外でクラブを創設する場合の経費  
(改修費・備品費等)

+

##### 【県単独事業】

- ・補助基準額:4,000千円
- ・負担割合 :県1/3、市町1/3(任意随伴)、事業者1/3
- ・対象経費 :準備スタッフ雇上、フェンス設置



保育所機能の  
維持・充実

+

クラブ開設を  
促進

# 新 保育現場の給食提供のあり方合同研修事業

事業内容

R6当初 568千円

保育現場における栄養管理の実践や適切な給食提供の在り方など、適切な食事計画の作成に必要な知識を深め、幼少期における食習慣や栄養知識等を習得し、食の安全・安心意識の醸成に繋げる研修を実施する。

区分	内容
対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保育所・認定こども園の施設長、栄養士</li> <li>○市町、健康福祉事務所の担当者</li> </ul>
開催方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>○会場開催(開催回数:1回)</li> <li>⇒後日、県ホームページで配信</li> </ul>
研修内容(案)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○講義                             <ul style="list-style-type: none"> <li>厚生労働省が定める食事摂取基準の概要</li> <li>乳幼児期における食習慣、栄養管理の重要性</li> <li>個人の特性に応じた食事管理と、誤配食の防止</li> </ul> </li> <li>○グループワーク</li> </ul>



【研修イメージ】

### 【拡】 児童養護施設や里親の下で育つ子ども応援プロジェクト

事業内容

R6当初 38,200千円

児童養護施設等で育つ子どもたちの将来の選択肢を広げるため、新たに**小学生の習い事代や学習塾代、高校既卒者の予備校代**の一部を支援する。

#### 1 学校生活充実支援事業

【新】 小学生の習い事代への支援 習い事代の一部に措置費を支弁(5千円/月)

【新】 小学生の学習塾代への支援 学習塾代の一部を補助(8千円/月)

高校生のクラブ活動費等支援 クラブ活動の用具購入費等の一部を補助(5千円/月)

#### 2 進学支援事業

夢ふれあい交流事業 大学生モデルを知るため大学生との自然体験等を行うプログラムを実施

夢かたりあい交流事業 大学等進学を具体的にイメージするため大学生との語り合う機会を提供

【新】 再チャレンジ進学応援事業 高校既卒者に対して**予備校代の一部を補助(25千円/月)**

就学等準備支援事業 大学等進学に必要な受験料、宿泊費等の一部を補助(200千円)

児童養護施設等進学支援事業 オンライン授業等に対応するための経費を支援(200千円)

#### 3 就業等支援事業

就職支援セミナー等の開催 施設等退所後に必要な諸手続、金銭管理、就職等に関するセミナーを開催

就職活動等経費支援 セミナー等参加交通費等の一部を補助

# 新 ケアラーへの支援の充実

事業内容

R6当初 21,707千円

社会的養護経験者(ケアラー)への支援を充実するため、**ケアラーの専門相談窓口を開設**するとともに、**企業と連携した就労支援の強化**に取り組む。

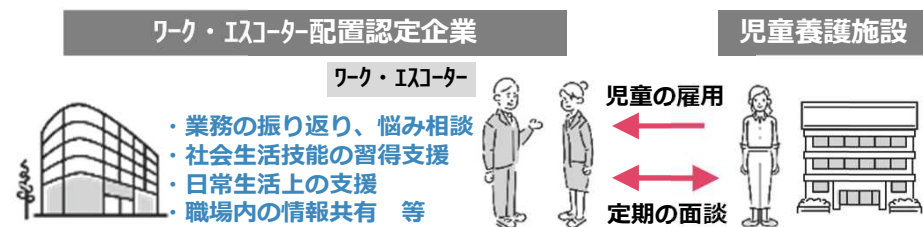
### 1 ケアラー応援企業拡大プロジェクト

#### ① 応援企業拡大事業

社会的養護理解促進事業	応援企業認定制度	応援企業表彰
社会的養護に関する <b>企業向け研修</b> や <b>入所児童との交流</b> を実施	ケアラーが <b>働きやすい企業</b> を認定するとともに、情報誌等で啓発	<b>模範となる応援企業を表彰</b> し、取組を周知するシンポジウムを開催

#### ② 雇用促進事業

就労の継続に課題を抱える者のため、応援企業に各企業で選定した**ワーク・エスコーター(寄り添い支援者)**を配置し、生活面も含めた伴走支援を実施



### 2 ケアラーの専門相談窓口の開設

施設等を退所したケアラーの状況が安定するまでの間、相談等の支援を実施  
(自立支援コーディネーター、生活相談支援担当職員に加え、就労支援強化のための就労相談支援員を追加配置)



# 新 DV防止・被害者保護推進強化事業

事業内容

R6当初 10,760千円

兵庫県DV防止・被害者保護計画の第5期計画策定に加え、令和6年4月1日施行の「**困難な問題を抱える女性への支援に関する法律**」にかかる**県基本計画**に基づき、相談体制の強化等、DV被害者や**困難な問題を抱える女性へのさらなる支援の充実**を図る。

### 1 SNSを活用した相談窓口の設置

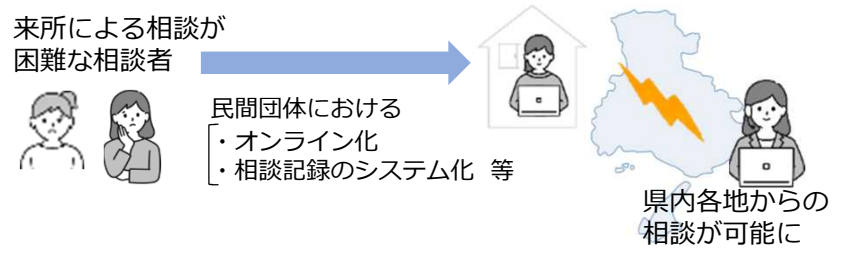
若年女性でも相談しやすい相談体制の整備や、早期に支援を実施するため、SNS等を活用した相談窓口を開設



### 2 ICTを活用したDV被害者等の支援

遠方のDV被害者等の相談に対応するために、オンライン相談を実施する民間団体への支援

- 《補助対象》 オンライン相談に必要な機器整備、回線工事、システム導入経費等
- 《負担割合》 国1/2、県1/4、事業者1/4 (補助上限額750千円)



### 3 民間団体立上支援事業

DV被害者等に対する相談を各地域で実施できるよう**民間団体の立ち上げの経費**の一部を支援

- 《補助対象》 備品購入費、広報経費、職員募集経費、人件費等
- 《負担割合》 国1/2、県1/2(補助上限額4,200千円)

## 新 ユニバーサルなスポーツ施設調査・検討事業

### 事業内容

R6当初 1,042千円

パラスポーツの振興を図るため、**県内スポーツ施設の現状調査等を実施し、障害者、健全者がともに使いやすい「ユニバーサルなスポーツ施設のあり方」を検討する。**

※ 調査対象施設: 体育館、プール、グラウンドを有する**既存スポーツ施設(約350施設)**

### 1 現状調査(アンケート調査)

《調査項目》

- ・ ユニバーサル対応の状況  
(ハード面:障害者専用駐車場の有無、ソフト面:障害者減免の有無) 等
- ・ 種目毎の利用状況
- ・ 障害者利用の状況

### 2 現地視察(ヒアリング調査)

《調査対象施設》 [都市・郡部][公共・民間]の4施設

- ・ 障害者利用が多く改修に前向き
- ・ ユニバーサル対応の先進的な取組を実施

### 3 検討会開催(開催回数:3回程度)

- ・ 現状調査・ヒアリング**調査結果を踏まえた課題抽出**
- ・ **最適な施設のあり方の方向性の検討**



【障害者スポーツ交流館】



【ふれあいスポーツ交流館】

## 新 神戸2024世界パラ陸上競技選手権大会負担金

### 事業内容

R6当初 100,000千円

東京2020パラリンピック競技大会で醸成された機運やレガシーを絶やさず、パラスポーツの振興を図るため、**神戸2024世界パラ陸上競技選手権大会を支援**する。

- 1 人的支援
  - 《派遣人数》 3名
  - 《派遣時期》 令和3～6年度
- 2 財政支援
  - 《負担額》 1億円



【大会ロゴマーク】



【会場：ユニバー記念陸上競技場】

### 【大会概要】

- 主催者 国際パラリンピック委員会(IPC)
- 運営主体 神戸 2024 世界パラ陸上競技選手権大会組織委員会
  - ※会長:日本パラ陸上競技連盟会長(増田明美氏)、副会長:兵庫県知事、神戸市長他
- 競技日程 令和6年5月 17 日～25 日 計9日間
- 会場 神戸総合運動公園ユニバー記念陸上競技場(神戸市須磨区)
  - ※練習会場:しあわせの村(神戸市北区)等
- 種目数 171 種目
- 参加者数 約 100 の国と地域から選手約 1,300 人、役員約 1,000 人 計 2,300 人
  - ※来場予定者数は約9万人

## 【拡】 障害者芸術「する・みる・ささえる」応援プロジェクト

事業内容

R6当初 2,767千円

障害者の芸術作品等の発表機会の確保、鑑賞機会の拡大、活動を支える人材育成の観点から、**芸術文化活動を行う障害者や団体等への多面的な支援**を実施する。

### 1 「する」作品展示・発表の支援

- ・常設展の開催[障害者アートギャラリー(原田の森ギャラリー内)]
- ・作品展示・発表会の開催支援(160千円/団体)



【障害者アートギャラリー】

### 2 「みる」鑑賞機会の拡大に向けたサポート

- ・障害者が芸術鑑賞する際の合理的配慮研修の実施  
《対象者》 劇場・ホール等芸術文化施設の  
運営者及びスタッフ



【合理的配慮研修】

### 【新】3 「ささえる」ユニバーサルなアート展示場の推進

- ・障害者芸術の認知度向上のため、県内市町で  
**巡回展を開催**  
《回数》 15か所



【障害者芸術】



【障害者芸術】

## 【拡】 障害児等職業体験事業

### 事業内容

R6当初 5,200千円

2025大阪関西万博のテーマである「いのち輝く未来社会のデザイン」を実現するため、大阪・関西万博「TEAM EXPO 2025」プログラムの共創パートナーとして参画している「キッザニア甲子園」での職業体験を通じて、未来の夢を育む機会を提供する。

#### 1 対象

【拡】 知的・身体・精神障害児等(対象を知的障害のみから全障害種別に拡大)

2 参加人数 400名(対象拡充に伴う増、現行300名)

3 内 容 「キッザニア甲子園」を借上し、職業体験の機会を提供

4 回 数 1回(半日)

5 実施手法 委託((公財)兵庫県手をつなぐ育成会)



**【拡】軽・中度難聴児補聴器購入費等助成事業**

事業内容

R6当初 7,090千円

国支援制度の対象外となる軽・中度難聴児に対する補聴器購入費等の助成について、**国の子ども補装具の所得制限撤廃(令和6年4月施行見込み)に準拠し、所得制限を撤廃する。**

- 1 実施主体 市町
- 2 対象者 0歳から18歳(到達年度末)で聴力レベル30dB以上70dB未満  
**【拡】 所得制限を撤廃**
- 3 補助率 定額(1/3相当)
- 4 補助額 購入:2~5万円、交換:3~9千円

事業名	現行	令和6年度~
軽・中度難聴児補聴器購入費等助成事業	市町村民税所得割 23.5万円(世帯合算)未満	<b>所得制限なし</b>
<参考> 国制度(補装具費支給制度)	市町村民税所得割 46万円(最多課税者)未満	所得制限なし

# 【拡】 ひきこもり対策総合支援事業

## 事業内容

R6当初 91,966千円

ひきこもり状態にある方の増加に加え、女性割合の増加といった属性の変化など、支援のあり方が複雑化していることから、**ひきこもり支援連携検討会議を踏まえ、ひきこもり対策を強化**する。

区分	内容
<b>1 市町への支援</b>	
ひきこもり総合支援センターの設置	相談支援員2名(心理士4日/週)、電話相談員1名を配置
市町ひきこもり支援合同研究会	市町職員を対象とした合同研究会(体制構築の事例発表等)
学校や家庭以外の子どもの居場所支援	学習スペース、食事提供等を行うためのスペースや環境を提供
<b>2 支援団体への支援</b>	
<b>【新】</b> ひきこもり支援団体等運営力向上研修の実施	①支援団体の経営力向上研修 ②ひきこもり支援者スキルアップ研修
<b>【新】</b> ひきこもり支援団体等ネットワークの構築	全県的な支援団体等ネットワークを立ち上げ、情報交換の仕組みを構築
<b>3 広域的な支援</b>	
<b>【拡】</b> オンライン居場所の設置	Web会議アプリ(Zoom等)を活用したオンライン居場所を設置 ※設置数:10箇所(うち女性専用1箇所、対面開催にも対応3箇所)
ポータルサイトの運営	ひきこもり状態にある方やその家族に対して、支援情報を発信
オンラインによるひきこもりを抱える家族交流の場の設置	ひきこもり状態にある方の家族がオンラインで交流できる場の設置 ※設置数:5箇所

担当課: 福祉部障害福祉課身体・知的障害福祉班 連絡先: 078-362-9497(内線3074)  
福祉部こども政策課こども企画班 連絡先: 078-362-3197(内線2980)

## 【拡】 障害者ピアサポート研修事業

事業内容

R6当初 3,000千円

ピアサポート活動(※)を通じて、**障害者の地域移行等を促進**するため、**ピアサポーター養成研修を拡充**する。

〔※ピアサポート活動  
自らの障害や疾病の経験を活かし、障害当事者に対する相談・助言等を実施〕

### 1 対象者

- ・障害福祉サービス事業所等で現に活動もしくは活動を検討中のピアサポーター
- ・障害福祉サービス事業所、相談支援事業所等の専門職等

### 2 対象障害

【拡】 全て(令和5年度までは精神障害のみ)

### 3 定員 50名

### 4 研修内容

- ・基礎研修(ピアサポートの理解、コミュニケーションの基本など)
- ・専門研修(実務演習、関連施策の理解など)
- ・フォローアップ研修(研修の振り返り、障害特性の理解など)



【ピアサポーター養成研修】



# 新 入院者訪問支援事業

## 事業内容

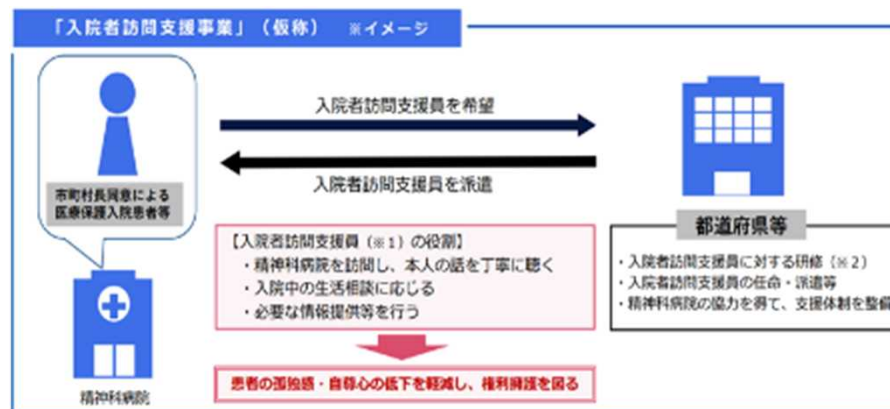
R6当初 1,101千円

入院者の孤独感や自尊心の低下を軽減し権利擁護を図るため、家族との交流の機会が乏しい**入院者に対する訪問支援事業**を**神戸市と共同で試行的に実施**する。(精神保健福祉法の改正(R6.4.1施行)により創設)

- 1 訪問支援員の養成研修 (回数:1回(2日間))**  
《対 象》精神保健福祉士、相談支援事業所職員など
- 2 訪問支援員等の選任・派遣**  
《内 容》①研修終了者のうち適任と認めたものを訪問支援員として任命  
②入院患者からの訪問希望に応じて訪問支援員を派遣  
《派遣病院》4病院
- 3 推進・実務者会議の開催 (回数:2回)**  
《内 容》実施結果の振り返り、病院関係者や訪問支援員等との意見交換等を実施

<実施スケジュール>

区分	実施内容
R5 [準備期間]	国研修への参加(R6以降の県研修講師) 訪問支援会議の開催
R6 [試行期間]	訪問支援員の養成研修 訪問支援員等の選任・派遣(4病院のみ) 推進・実務者会議の開催
R7 [本格実施]	R6同様(4病院→全病院へ拡充)



※1 入院者訪問支援員には、患者の尊厳を保持し、常に患者の立場に立って誠実に職務を行うことを求めるほか、守秘義務を規定。  
 ※2 具体的な研修内容は法令等で規定。例えば、精神医療従事者に関する制度や現状、精神科医療における障害者の権利擁護等を想定。

**拡** 依存症にかかる自助グループ活性化及び啓発促進等事業

事業内容

R6当初 11,149千円

依存症対策の推進は正しい知識の理解をさらに進めていくことが課題。R5年度より自助グループや大学と連携した啓発を行っているが、R6年度は新たに、**高校生と依存症のハイリスク者が多い働き盛り世代向けの啓発**にも取り組む。

1 自助グループ等への支援による活性化事業

- ・自助グループ等が行う研修、相談、啓発事業に対する助成
- ・補助上限500千円／団体(定額)

2 依存症の正しい理解を進める啓発事業

**【新】高校生への啓発**

学校等で活用できる**啓発用動画**の作成

**【新】働き盛り世代への啓発**

企業との連携、**デジタルサイネージ**による啓発

- ・大学生への啓発

大学や自助グループ等との連携による啓発



## 2月定例会提出予定議案（条例等関係）について

### 【令和6年度関係】

#### I 個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例の一部を改正する条例

##### 1 制定の理由

生活保護法（以下「法」という。）の一部改正により被保護者がマイナポータル（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号利用法」という。）附則第6条第3項に規定する情報提供等記録開示システムをいう。）上で健康診断結果等の情報を閲覧できるようになること等に伴い、外国人に対する個人番号利用事務に被保護者健康管理支援事業（法第55条の8第1項に規定する被保護者健康管理支援事業をいう。以下同じ。）の実施に関する事務を追加する。

##### 2 制定の概要

知事が個人番号（番号利用法第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）を利用することができる事務に、外国人に対する生活保護法の規定に準じて行う被保護者健康管理支援事業の実施に関する事務を追加する。

##### 3 施行期日

令和6年4月1日

## Ⅱ 使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例

### 1 制定の理由

- (1) 介護支援専門員証の新規及び更新交付に係る費用につき、交付又は更新を受けようとする者から徴収している手数料（使用料及び手数料徴収条例別表第4の58の部(3)の款及び(4)の款）について、介護支援専門員証の発行に要する経費の状況を踏まえ、令和6年4月1日において、介護支援専門員証交付手数料及び介護支援専門員証有効期間更新手数料の改正を行う。
- (2) 健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号。以下「改正法」という。）により廃止された指定介護療養型医療施設について、なおその効力を有するとされた経過措置（改正法附則第130条の2第1項）の期限が令和6年3月31日のため、所要の整備を行う。

### 2 制定の概要

介護支援専門員証交付申請手数料及び介護支援専門員証有効期間更新申請手数料を次のとおり改めるとともに、指定介護療養型医療施設指定更新申請手数料を、削除する。

名 称	現 行	改正案
介護支援専門員証交付申請手数料及び介護支援専門員証有効期間更新申請手数料	1,800円	2,100円
指定介護療養型医療施設指定更新申請手数料	15,000円	削除

### 3 施行期日

令和6年4月1日

### Ⅲ 法令の規定により条例に委任された社会福祉施設等施設の基準等に関する条例の一部を改正する条例

#### 1 制定の理由

(1) 次に掲げる省令の一部改正に伴い、所要の整備を行う。

ア 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（以下「指定通所支援基準」という。）

イ 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（以下「指定障害児入所施設基準」という。）

ウ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（以下「指定障害福祉サービス基準」という。）

エ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（以下「指定障害者支援施設基準」という。）

オ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（以下「障害福祉サービス基準」という。）

カ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（以下「障害者支援施設基準」という。）

キ 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（以下「指定居宅サービス基準」という。）

(2) 改正前の介護保険法の規定により指定を受けていた介護療養型医療施設（以下「指定介護療養型医療施設」という。）について、当該規定がなお効力を有することとする経過措置の期限（令和6年3月31日）が経過することに伴い、所要の整備を行う。

#### 2 制定の概要

(1) 児童福祉法関係

ア 指定通所支援基準の引用条文を改める（第4条関係）。

イ 指定障害児入所施設基準の引用条文を改める（第6条関係）。

(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律関係

ア 指定障害福祉サービス基準の引用条文を改める（第10条関係）。

イ 指定障害者支援施設基準の引用条文を改める（第12条関係）。

ウ 障害福祉サービス基準の引用条文を改める（第13条関係）。

エ 障害者支援施設基準の引用条文を改める（第16条関係）。

(3) 介護保険法関係

ア 指定居宅サービス基準の引用条文を改める（第17条関係）。

イ 指定介護療養型医療施設の基準に係る規定を削除する（第24条関係）。

#### 3 施行期日

令和6年4月1日

## IV 後期高齢者医療財政安定化基金の管理等に関する条例の一部を改正する条例

### 1 制定の理由

- (1) 保険料の未納及び給付費の伸びにより後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が行う後期高齢者医療の財政に不足が生じた場合において、その財政の安定化を図るため又は保険料率の増加を抑制するため、必要な資金の交付又は貸付けを行う財源として、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、県に後期高齢者医療財政安定化基金（以下「基金」という。）を設置している。
- (2) 基金の財源は、前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令の規定により、広域連合の拠出金、県の繰入金及び国の負担金がそれぞれ3分の1ずつとされており、広域連合の拠出金の額は、2年ごとの期間における広域連合の療養の給付等に要する費用の見込額に同令の規定に基づき厚生労働大臣が定める率を標準として条例で定める割合（以下「拠出率」という。）を乗じて算定している。
- (3) このたび、(2)の厚生労働大臣が定める率が改められることに伴い、拠出率を改めるとともに、基金の残額、(1)の資金の交付及び貸付けの実績等を勘案し、令和6年度及び令和7年度についても、広域連合に新たな拠出金を求めず基金を運用することとし、所要の整備を行う。

### 2 制定の概要

- (1) 拠出率を100,000分の41（現行100,000分の38）とする（第2条関係）。
- (2) 令和6年度及び令和7年度における拠出率は、(1)にかかわらず、0とする（附則第3項関係）。

### 3 施行期日

令和6年4月1日

## V 介護保険財政安定化基金の管理等に関する条例の一部を改正する条例

### 1 制定の理由

- (1) 介護保険財政安定化基金（以下「基金」という。）は、保険料の未納、給付の増大等により介護保険の保険者である市町に資金不足が生じた場合において、資金の交付及び貸付けを行うことにより市町の介護保険の財政の安定化を図るために、介護保険法の規定に基づき県が設置するものである。
- (2) 基金の財源の一つである市町の拠出金は、3年間の市町の介護保険事業計画の期間（以下「計画期間」という。）中に市町が標準給付費及び地域支援事業に要する費用の見込額に、介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の規定に基づき厚生労働大臣が定める割合を標準として県が条例で定める率（以下「拠出率」という。）を乗じて算定する。
- (3) 介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令の一部改正により、(2)の厚生労働大臣が定める割合が改定されることに伴い、市町の拠出金に係る拠出率を改めるとともに、令和6年度から令和8年度までの計画期間については、現在の基金の残額、交付及び貸付けの実績等を勘案し、市町に新たな拠出金を求めず基金を運用することとし、所要の整備を行う。

### 2 制定の概要

- (1) 市町の拠出金に係る拠出率を100,000分の32（現行100,000分の36）とする（第2条関係）。
- (2) 令和6年度から令和8年度までの計画期間における拠出率は、(1)にかかわらず、0とする（附則第2項関係）。

### 3 施行期日

令和6年4月1日

## VI 女性家庭センターの設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例

### 第1 制定の理由

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（以下「困難女性支援法」という。）の制定等により、婦人相談所の名称が女性相談支援センターに変更されること等に伴い、関係条例について所要の整備を行う。

### 第2 制定の概要

#### 1 兵庫県立女性家庭センターの設置及び管理に関する条例の一部改正

- (1) 引用する法律を売春防止法から困難女性支援法に、婦人相談所の名称を女性相談支援センターに、婦人相談員の名称を女性相談支援員に改める（第1条及び第3条関係）。
- (2) 兵庫県立女性家庭センターの行う業務から、要保護女子の保護更生に関する事項についての業務を削除し、同センターが行う業務に、困難な問題を抱える女性への支援に関する事項についての次に掲げる業務を加える（第3条関係）。

ア 困難な問題を抱える女性に関する各般の問題について、困難な問題を抱える女性の立場に立って相談に応ずること又は女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

イ 困難な問題を抱える女性（困難な問題を抱える女性とその家族を同伴する場合にあっては、困難な問題を抱える女性及びその家族。ウからオまでにおいて同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

ウ 困難な問題を抱える女性の心身の健康の回復を図るため、医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助を行うこと。

エ 困難な問題を抱える女性が自立して生活することを促進するため、就労の支援、住宅の確保、援護、児童の保育等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

オ 困難な問題を抱える女性が居住して保護を受けることができる施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

カ 困難な問題を抱える女性の発生の予防につき、相談に応じ、並びに必要な援助及び啓発活動を行うこと。

#### 2 法令の規定により条例に委任された社会福祉施設等施設の基準等に関する条例の一部改正

引用する法律を売春防止法から困難女性支援法に、婦人保護施設の名称を女性自立支援施設に改めるとともに、社会福祉法の規定による条例で定める社会福祉施設の基準として引用する基準を婦人保護施設の設備及び運営に関する基準から女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準に改める。

### 第3 施行期日

令和6年4月1日



## Ⅶ 兵庫県立精神保健福祉センターの設置及び管理に関する条例及び精神科病院に入院中の任意入院者の症状等の報告に関する条例の一部を改正する条例

### 1 制定の理由

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「法」という。）の一部改正に伴い、関係条例について規定の整備を行う。

### 2 制定の概要

(1) 兵庫県立精神保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正

兵庫県立精神保健福祉センターが行う業務のうち、精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談及び指導を、相談及び援助に改める（第3条関係）。

(2) 精神科病院に入院中の任意入院者の症状等の報告に関する条例の一部改正

法の引用条文を改める（第1条及び第2条関係）。

### 3 施行期日

令和6年4月1日

## Ⅷ 公の施設の指定管理者の指定

公の施設の指定管理者を次のとおり指定する。

名 称	指 定 管 理 者	指 定 の 期 間
兵庫県福祉人材研修センター	神戸市中央区坂口通2丁目1番1号 社会福祉法人兵庫県社会福祉協議会 会長 入江 武信	令和6年4月1日から 令和9年3月31日まで
	[指定理由] (1) 「福祉人材の育成・定着」という本県の施策に沿って、社会福祉施設職員等の資質向上に資する研修や社会福祉事業者の職場研修の体制づくりへの支援などを適切に実施している。 (2) 社会福祉施設職員や福祉行政職員の体系的な研修を実施するとともに、地域の施設種別協議会や職能団体が効果的・効率的に研修を実施できるよう連絡調整を行うなど研修拠点としての役割を十分果たしている。	
兵庫県福祉センター(視聴覚障害者情報提供施設を除く)	神戸市中央区坂口通2丁目1番1号 社会福祉法人兵庫県社会福祉協議会 会長 入江 武信	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで
	[指定理由] (1) 地域福祉関連事業やボランティア等への活動支援を行うなど、県の社会福祉を推進する上で中心的な役割を果たしており、今後、より一層全県拠点としての発展が期待できる。 (2) 県下の社会福祉事業者等との連携を中心に担う団体で、当該施設の運営について、関係団体の意見等の円滑な調整、反映が可能であり、施設の利用についても偏りのない公平な取り扱いが可能である。	
兵庫県立リハビリテーションセンター	神戸市西区曙町1070番地 社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団 理事長 藪本 訓弘	令和6年4月1日から 令和9年3月31日まで
	[指定理由] (1) 地域での対応が困難な重度障害者を対象とする高度で専門的な医療リハをはじめ、生活リハ、職業リハ等、社会復帰に必要な一貫したサービスを各施設の有機的な連携のもと提供しており、施設群を一体的に管理できる高度な専門的、技術的能力を有している。 (2) 福祉・医療等多岐にわたる幅広い人材や、研修等人材養成及び研究に関する専門的なノウハウを有している。	

兵庫県立清水が丘学園	神戸市西区曙町1070番地 社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団 理事長 藪本 訓弘	令和6年4月1日から 令和9年3月31日まで
	<p>[指定理由]</p> <p>(1) 様々な福祉施設の運営に取り組んでいることから、多種多様な人材を確保しており、また、研修等により高い技能向上を図ることができる体制となっており、児童心理治療施設に求められる高度な心理治療、生活指導等に対応できる体制が確保できる。</p> <p>(2) 学園設立時から現在まで児童心理治療施設として適正な運営を行い、入所等児童のニーズや状態に対応した心理治療、生活指導、学習指導等を行うなど、児童の自立支援に数々の実績を有し、また、様々な関連事業にも積極的に取り組んでいる。</p>	
兵庫県立こども発達支援センター	神戸市西区曙町1070番地 社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団 理事長 藪本 訓弘	令和6年4月1日から 令和9年3月31日まで
	<p>[指定理由]</p> <p>(1) 知的障害児（者）施設や兵庫県立清水が丘学園の運営に長年携わっており、その施設を利用する発達障害児への支援に関して豊富な知識と運営実績を有している。</p> <p>(2) 福祉・医療等多岐にわたる幅広い人材を有し、また、研修等を通して技能向上を図ることができることから、柔軟な発想で同センターを発展させることが期待できる。</p>	
兵庫県立福祉のまちづくり研究所	神戸市西区曙町1070番地 社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団 理事長 藪本 訓弘	令和6年4月1日から 令和9年3月31日まで
	<p>[指定理由]</p> <p>様々な福祉・医療施設の運営に取り組んでおり、本施設の管理運営に必要とされる、多岐にわたる幅広い人材や、研修等人材養成及び研究開発等に関する専門的なノウハウを有していることから、質の高い管理運営が大いに期待される。</p>	

兵庫県立障害者スポーツ交流館	神戸市西区曙町1070番地 社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団 理事長 藪本 訓弘	令和6年4月1日から 令和9年3月31日まで
	〔指定理由〕 様々な福祉・医療施設の運営に取り組んでおり、本施設の管理運営に必要とされる、多岐にわたる幅広い人材や、研修等人材養成及び研究、障害者スポーツ等に関する専門的なノウハウを有していることから、質の高い管理運営が大いに期待される。	
視聴覚障害者情報提供施設	神戸市中央区坂口通2丁目1番1号兵庫県福祉センター内 社会福祉法人兵庫県視覚障害者福祉協会 会長 大谷 武	令和6年4月1日から 令和9年3月31日まで
	〔指定理由〕 (1) 本県の視覚障害者団体を代表する全県的な活動を行う団体であり、視覚障害者のための各種協議会や研修会を開催するなど、自主的な創意工夫による様々な事業に取り組んでおり、当該施設が全県拠点施設としてさらに有効に機能していくための提案や取組が期待できる。 (2) 県の視覚障害者関係施策と密接に連携し、県から、当該施設の事業と関連する多くの事業を受託し、適切に実施している。	